

# 北九州市犯罪被害者等支援条例

## (令和8年4月1日施行)

北九州市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、犯罪被害からの回復や生活の再建を図るとともに、社会全体で犯罪被害に遭われた方々を支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、「北九州市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



福岡犯罪被害者総合サポートセンター  
北九州窓口

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後4時  
まずは、相談専用ダイヤル

**TEL (093) 582-2796**

へお電話ください。

- ・どんな支援制度があるかわからない
- ・被害にまた遭う気がして怖い
- ・どこで手続きをすればよいのかわからない
- 等

●条例の内容等のお問い合わせは

北九州市 安全・安心推進課

TEL (093) 582-2911

FAX (093) 582-3889